

平成 23 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 OBARA株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 持田 律三
(コード番号 6877 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 小原 康嗣
(T E L 0467-76-2000)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、会社分割による持株会社体制への移行の方針について、平成23年5月30日付でお知らせいたしましたが、本日開催の取締役会において、下記のとおり臨時株主総会開催のための基準日設定について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会に係る基準日について

当社は、平成23年8月26日(金)開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成23年7月13日(水)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、議決権を行使することのできる株主といたします。

(1) 基準日 : 平成23年7月13日(水)

(2) 公告日 : 平成23年6月28日(火)

(3) 公告の方法 : 電子公告

当社 ウェブサイトに掲載いたします。

<http://www.obara-g.com/jp/ir/announcement/index.html>

2. 臨時株主総会開催日及び付議議案について

開催日は平成23年8月26日(金)を予定しております。

開催日及び付議議案の詳細につきましては、確定し次第お知らせいたします。

以 上